平成２１年（フ）第１２５３号
仙台市若林区荒井字大場伝14番地の５　大場伝16―14―７―２
債務者　高橋　久子
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６６号
仙台市若林区今泉１丁目５番１号　ハイカムール柧Ｄ棟202
債務者　及川　達也
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７６号
仙台市若林区上飯田３丁目５番52号
債務者　大野　次美
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６８号
福島県南相馬市原町区高字竹ノ内33番地
債務者　村田　春男
１　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第７０号
福島県相馬市新沼字大迎167番地の３　あべハイツ３
債務者　秋場千江子
１　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１８１号
茨城県筑西市玉戸1336番地331、前住所茨城県筑西市一本松1200番地１
債務者　染谷美智子
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１８３号
茨城県坂東市逆井2871番地269　グリーンハイツ102、前住所茨城県坂東市岩井4505番地６　ミドリコーポ５―102号室
債務者　髙木　成**彦**
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１８４号
茨城県筑西市市野辺265番地20
債務者　菊池　　稔
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１８６号
茨城県筑西市倉持769番地
債務者　丸田　直美
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１８７号
茨城県筑西市倉持769番地、前住所茨城県石岡市泉町１番２―301号
債務者　丸田　貴子
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１９２号
茨城県古河市尾崎3615番地16
債務者　中川　輝夫
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１９３号
茨城県古河市中田240番地２　サンモールコーポ201号、前住所青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元135番地４
債務者　田中　雅彦
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１９８号
茨城県筑西市村田1578番地
債務者　塚田　博巳
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２０３号
茨城県下妻市下妻丁505番地１　センチュリー１―103号室、前住所茨城県筑西市関本下1474番地18
債務者　塚原　　功
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２１６号
茨城県坂東市長須3723番地
債務者　人見　哲史
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第８１２号
千葉県船橋市日の出１丁目２番１号　プラザ・ドゥ・ヘリオスＢ棟102号
債務者　松村　正樹
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８４０号
千葉市花見川区花見川７―14―106、住民票上の住所千葉市稲毛区園生町781番地１　ダイアパレス稲毛緑園都市Ｂ棟130号
債務者　八木橋淳也
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８８３号
千葉県船橋市本町２丁目６番23―202号
債務者　保木　　豊
１　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係